

日常生活への支援

1 食事サービス

健康上の理由や心身の状況により、食事の買物や調理が困難な高齢の方に、食生活の向上と安否確認を兼ねて昼食および夕食をお届けします。

まずはお電話でご相談ください。職員がご自宅に訪問して詳しいご説明などを行います。

- 利用できる方** 一人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯のいずれかに該当する70歳以上の方
※要支援・要介護認定を受けた方は65歳以上の方
- 食事内容**
 - ・一般食
 - ・特別食（エネルギー調整食、たんぱく質調整食）
- 費用負担**
 - ・一般食 1食490円
 - ・特別食 エネルギー調整食 1食630円
 - たんぱく質調整食 1食630～680円※負担額は変更する場合があります。
- 利用できる日** 昼食・夕食をあわせて週1回から14回まで利用できます

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部

☎3206-0603

2 虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）

高齢や障害、産前産後などにより、日常的な家事にお困りの方（利用会員）を、ボランティアの方（協力会員）がお手伝いする、住民同士の助け合い活動です。

まずはお電話でご相談ください。職員がご自宅に訪問して詳しいご説明などを行います。

- 利用できる方** 区内に居住し、活動の主旨をご理解いただける方で、高齢や障害、出産などの理由で家事援助を必要としている方
- サービス内容** 協力会員が、利用会員のご自宅などで、掃除、洗濯、買物、食事の支度、通院・散歩などの付き添い、車いすの移動介助、見守り、話し相手、薬の受け取り代行、などを行います。
 - ・年度会費 2,400円
 - ・利用料 1時間800円

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部

☎3206-0603

3 入退院時サポート（虹のサービス利用料助成）

社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付添いなどのお手伝いをした場合、虹のサービス利用料を助成します。

- 利用できる方** 65歳以上の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯の方
※虹のサービスの利用会員登録（年会費2,400円）が必要です。ご利用は会員登録後となります。
虹のサービスについては、P.75の②を参照してください。
- サービス内容** 入院時から退院後1週間までの期間を対象に、年間48時間分の虹のサービス利用料を助成します。
※なお、48時間を超えて利用された場合は、1時間800円の利用料が自己負担となります。
※利用会員登録手続きには、対象者への訪問調査や協力会員のマッチングが必要であり、概ね2週間程度お時間を要します。
※ご希望の内容によっては、サポートできない場合もあります。

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部 ☎3206-0603

4 暮らしの困りごとサポート

日常生活での、ちょっとした困りごと（専門的な技術を要しないもの）について、シルバー人材センターの会員が出張してサポートします。

- 利用できる方** 65歳以上の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯の方
- サービス提供時間** 平日午前9時～午後5時（年末・年始を除く）
- サービス内容** 軽易な作業（1時間以内で完結するもの）
①電球・蛍光灯の交換 ②物の上げ下ろし ③カーテンの取り替え
④軽い家具の軽易な移動など
- 利用方法** 中央区シルバー人材センターに電話でお申し込みください。
- 費用負担** 作業1回につき200円（1回1時間以内）
※部品代などは利用者の実費負担となります。
- その他** このサービスで対応できない困りごとでも、シルバー人材センターの受注作業としてお引き受けできる場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ先

中央区シルバー人材センター ☎3551-2700

5 ふれあい収集（ごみ・資源）

安否確認を兼ねて職員が玄関先まで訪問し、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源（紙類・びん・缶・ペットボトル・なべなど）やプラスチック製容器包装を収集します。

- 利用できる方** ごみや資源を集積所（粗大ごみについては屋外）に運び出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない65歳以上の高齢者や障害のある方のみの世帯

問い合わせ先 中央清掃事務所 ☎3562-1521

6 住宅設備改善給付

- 利用できる方** 要介護・要支援の認定を受けた方または自立と認定された方
- 内容** 身体機能の低下を理由に以下の項目を必要とする場合、工事費用の一部を助成します。

- ①手すりの取り付けや段差の解消など（自立と認定された方のみ対象）
- ②浴槽の取り替え（ユニット式の浴室については、浴槽部分のみ対象）
- ③流し、洗面台の取り替え（車いすを利用している方が対象）
- ④便器の洋式化（介護保険を利用できる場合介護保険が優先、併用可）
- ⑤階段昇降機の設置（常時車いすを利用しており、歩行ができない方が対象）

- 給付限度額**
 - ・手すりの取り付けなど 200,000円
 - ・浴槽の取り替え 379,000円
（ユニット式の浴室については、浴槽部分のみ対象）
 - ・流し、洗面台の取り替え 156,000円
 - ・便器の洋式化 106,000円
（介護保険を利用できる場合介護保険が優先、併用可）
 - ・階段昇降機（直線） 876,000円
 - ・階段昇降機（曲線） 1,854,000円

- 利用方法** おとしより相談センターに相談し、区に申請して必ず事前承認を受けてください（承認前に、工事に着手すると給付ができません）。

- 給付金額** 工事費用または給付限度額（いずれかの少ない金額）の70～90%
（階段昇降機は所得に応じ0～90%）
なお、この制度は一般の住宅リフォームとは異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 介護保険課事業者支援給付係 ☎3546-5377

7 一般寝台貸与

要支援または要介護1に認定されている在宅の高齢者の方に高さ調整が手動でできる一般寝台を貸与することにより、経済的負担軽減を図り日常生活を支援します。

- 利用できる方** 次の要件を全て満たす方
 - ① 住民税非課税世帯の方
 - ② 要支援1、要支援2、要介護1に認定されている方
 - ③ 要介護・要支援認定調査で立ち上がりが「できない」または「つかまればできる」と記載がある方、医師の意見書で「転倒・骨折」に記載がある方。
- 内 容** 高さ調節が手動でできる一般寝台の貸与料金、月額3,000円以内（限度額）を助成します。
- 利用方法** ケアマネジャーまたはおとしより相談センターに相談し、一般寝台の設置前に高齢者福祉課に申請し、承認を受けます。
- 費用負担** 住民税非課税世帯は10%、生活保護受給者などの方は無料

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎3546-5355

8 理美容サービス

寝たきりまたは認知症のため、理容所・美容所の利用が困難な方に、自宅において理容師・美容師の出張サービスが受けられる理美容サービス券を交付します。

- 利用できる方** 要介護2以上の寝たきりまたは認知症の方
- 内 容** 理美容サービス券を、年6枚を限度として交付します。
※サービス券を利用できる店舗の一覧は、高齢者福祉課、おとしより相談センターおよび居宅介護支援事業所で配布しています。また、区ホームページの「理美容サービス」からもご覧になれます。
- 費用負担** (1回につき) 一般 640円 非課税世帯 190円
生活保護受給者などの方は無料

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎3546-5355

9 緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）

介護保険の短期入所生活介護サービスとは別に、介護者の緊急時などに高齢者を短期間、施設でお世話します。経管栄養などの医療ニーズの高い方で、状態が安定している方も利用できます。

- 利用できる場合**
 - ・介護者の急な入院、葬儀出席などで他に介護者がいない場合。
 - ・高齢者の住居の改修工事のため、居住場所が確保できない場合。
 - ・介護者の心身が著しく疲労状態にあり、介護にあたれない場合。（ショートステイを利用することにより疲労の回復が見込まれる場合。）
- 利用できる期間**
 - ・原則として1週間以内
- 費用負担**
 - 世帯・入所する方の所得によって異なります。

（1日につき）	第6区分	5, 584円
	第5区分	4, 489円
	第4区分	3, 395円
	第3区分②	2, 765円
	第3区分①	2, 465円
	第2区分	2, 065円
	第1区分	300円

- ・おむつなど日用消耗品は、持ち込み可能です。施設で用意したものを利用した場合は、別途実費相当額の料金がかかります。
- ・令和3年8月から上記費用負担になります。
- 利用方法**
 - ・区にお申し込みください。区役所が休みの時は直接施設へお申し込みください。
 - ・介護疲労による利用の場合は、ケアマネジャーがお申し込みください。

●利用施設

施設名	所在地	電話番号
介護付有料老人ホーム サニーパレス京橋	新川2-12-3	3553-3783

問い合わせ先

介護保険課地域支援係

☎3546-5379

10 ふとん乾燥・丸洗いサービス

要介護2以上の寝たきりまたは65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯の方で、ふとんの乾燥が困難な方に、ふとんの乾燥を行います。また、要介護2以上の寝たきりの方には、希望により水洗い・丸洗いを行います。

- 利用できる方** ①要介護2以上の寝たきりの方
②一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- 内 容** ①要介護2以上の寝たきりの方…ふとん乾燥年10回 丸洗い・水洗い各1回（ふとん乾燥のみ年12回も選択できます。）
②一人暮らしまたは高齢者世帯…ふとん乾燥年12回
- 実施日(予定)** 月1回（第3または第4土曜日）
※変更になる場合があります。
- 費用負担**（1回につき）
乾燥 一般 250円 非課税世帯 70円 生活保護受給者などの方は無料
丸洗い 一般 380円 非課税世帯 110円 生活保護受給者などの方は無料
水洗い 一般 750円 非課税世帯 220円 生活保護受給者などの方は無料
※費用負担は、変更になる場合があります。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係 ☎3546-5355

11 おとしより介護応援手当の支給

寝たきりまたは認知症の高齢者で、在宅で生活している方に、手当を支給します。

- 受給できる方** 次の要件を全て満たす方

- ① 年齢が65歳以上の方
- ② 区内に6カ月以上居住している方
- ③ 要介護3以上の方
- ④ 3カ月以上、寝たきりまたは認知症の状態にある方
- ⑤ 在宅で介護を受けている方

(注1) 区内での居住について

介護を受けている方の住民票が区内にあっても、区外に居住されている場合、手当は支給されません。

(注2) 施設・病院に入所・入院している場合

① 次の施設などに入所した場合、その期間、手当は支給されません。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、介護付き有料老人ホームなど

② 「医療保険」で病院に入院している場合は、支給対象となります。

(注3) 申請日については、さかのぼることはできません。

- 支給額 月額 20,000 円
ただし、重度心身障害者手当受給者は 10,000 円
- 支払方法 6月、9月、12月、3月に本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎3546-5355

12 介護者慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を、日常、在宅で介護している方に、3万円分を限度に年1回慰労券を支給します。

- 申請できる方 区内に6カ月以上居住する要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、日常、在宅で介護している方
- 内容 次のうちから希望により、1万円分を単位として、合計3万円まで支給します。複数の組み合わせも可能です。

①食事券：区が指定するそば店（※）で利用できる券

②マッサージ券：区が指定するマッサージ店（※）で利用できる券

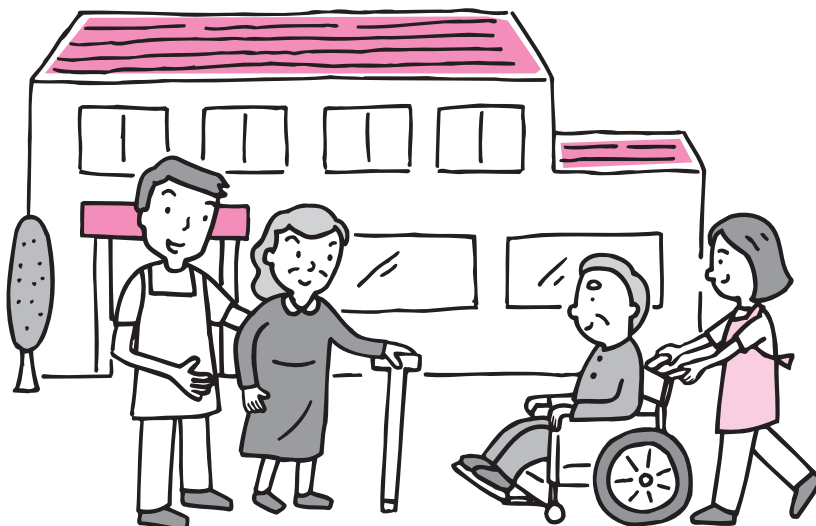
③旅行券：旅行代理店発行の旅行券

※そば店・マッサージ店の一覧は、高齢者福祉課、日本橋・月島特別出張所、おとしより相談センターおよび居宅介護支援事務所で配布しています。また区ホームページの「高齢者介護者慰労事業」からもご覧になれます。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎3546-5355



13 歳末たすけあい運動見舞金の贈呈

歳末たすけあい運動の一環として、おとしより介護応援手当を受給している方のうち、要介護4以上の高齢者を在宅で介護している方などに見舞金を贈ります。

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会管理部

☎3206-0506

14 紙おむつ等支給

寝たきりまたは認知症のため常時おむつを必要としている要介護2以上の方に、紙おむつを支給します。

- 利用できる方** 在宅または病院(医療保険適用に限ります)・有料老人ホームなどに入院・入所中の方で、要介護2以上の常時紙おむつが必要な方。
- 内 容** 区が作成したカタログの中から商品および枚数を選択(詳しい商品内容はカタログをご覧ください)。
- 支給品目**
 - <アウター>
 - パンツタイプ
 - テープタイプ
 - パッド専用ホルダー型パンツ(布)
 - <インナー>
 - 尿取りパッド
 - 紙パンツ用パッド
 - 軽失禁用パッド
 - <その他>
 - フラットタイプ
 - おしりふき等
- 利用限度額** 40点以上70点以内(1点100円換算で4,000円以上7,000円以内)
- 費用負担**

利用金額	利用者負担金		
	課税世帯	非課税世帯	生活保護受給者などの方
4,000～5,000円	450円	120円	無料
5,001～6,000円	550円	150円	無料
6,001～7,000円	650円	180円	無料

また、病院(医療保険適用)・有料老人ホームなどに入院・入所中で紙おむつの持ち込みができない方には、月7,000円を限度におむつ代を助成します。「指定おむつ使用証明書」(区指定の様式)を病院などで記入していただいた上、申請書と併せて提出してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎3546-5355

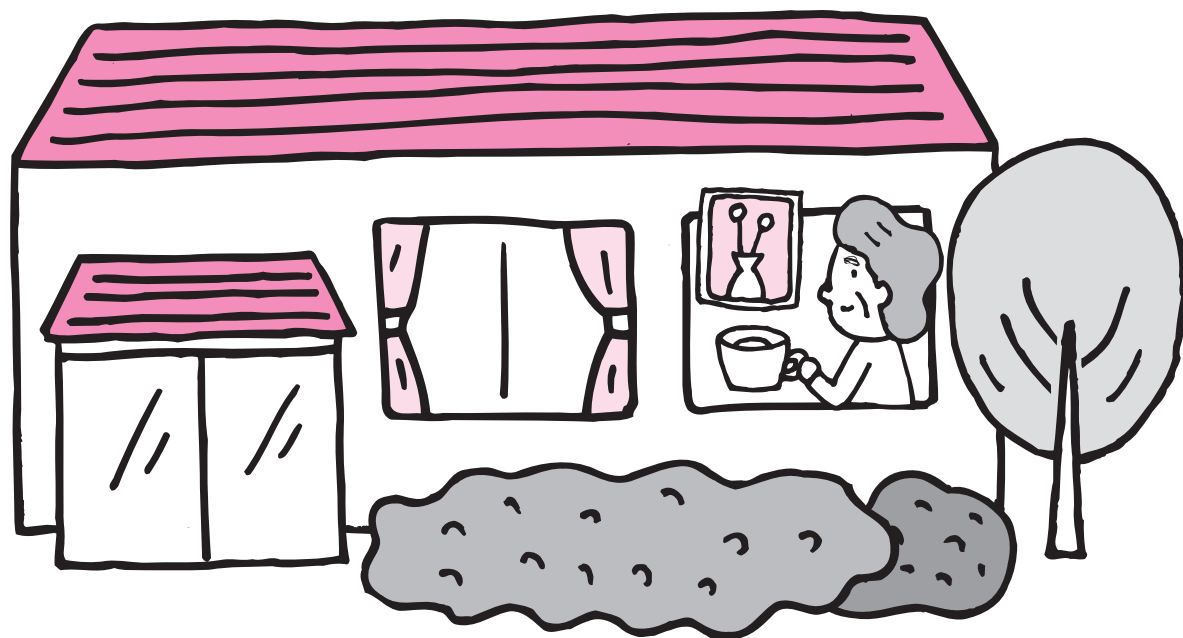
15 在宅療養支援訪問看護

要介護者が在宅で療養中の場合や、要介護者が病院などを退院・退所または外泊する場合に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の相談や医療的ケアの指導などを行う訪問看護を自己負担なしで利用できます。

- 利用できる場合** 主治医が「訪問看護」を必要と認めた要介護者などで
 - ・在宅で医療保険・介護保険などの訪問看護を利用していない場合。
 - ・介護保険のケアプランに訪問看護が組み入れられていない場合。
- 利用回数** 1人につき2回まで
- 利用方法** 区にお申し込みされるか、おとしより相談センター、ケアマネジャー、訪問介護ステーションを通してお申し込み下さい。
- 費用負担** 無料

問い合わせ先

介護保険課地域支援係 ☎3546-5379



16 会食と交流事業「ほがらかサロン」

日常的に地域の方との交流や外出の機会が少ない方を対象に、家庭的な雰囲気の中で手作りの食事や歓談、レクリエーションなどを行います。

- 利用できる方 70歳以上で原則デイサービスなどを利用していない方
- 定員 各15人（定員に達している場合は空きが出るまで待機となります。）
- 費用負担 1回697円（食事代）※負担額は変更する場合があります。
- 開催場所
（開催日）
日本橋社会教育会館（毎月第2木曜日）
女性センター「ブーケ21」（毎月第3木曜日）
シニアセンター（毎月第4木曜日）
月島社会教育会館（毎月第4木曜日）

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部 ☎3206-0603
（八丁堀4-1-5）

17 歩行補助杖の給付

歩行補助つえを1人1本に限り無料で給付します。

- 利用できる方 65歳以上で歩行の補助につえを必要とする方
- 給付場所 高齢者福祉課、日本橋・月島特別出張所、京橋・日本橋・人形町・月島・勝どきおとしより相談センター

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者活動支援係 ☎3546-5334

18 補聴器購入費用助成

医師が補聴器の使用を必要と認める方が補聴器を購入した場合に、購入費用を助成します。ただし、聴覚障害の手帳所持者は除きます。

- 利用できる方 65歳以上（一定の所得額以下）で、耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方（過去にこの助成を限度額まで受けた方を除く）（事前に区所定の医師の意見書が必要です）
- 助成限度額 35,000円

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者活動支援係 ☎3546-5334